

津山市過疎地域持続的発展 市町村計画

令和 3 年度～7 年度

岡 山 県 津 山 市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	津山市の概況	1
ア)	自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要	1
①	自然的条件	1
②	歴史的条件	1
③	社会的及び経済的条件	2
イ)	津山市における過疎の状況	2
ウ)	津山市の社会経済的発展の方向の概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
ア)	人口の推移と動向	3
イ)	産業の推移と動向	4
(3)	津山市行財政の状況	9
ア)	行財政の状況	9
イ)	施設整備の水準	9
(4)	過疎地域の持続的発展の基本方針	14
ア)	これまでの取組の成果と課題	14
イ)	持続的発展の基本的方向	14
①	総合計画等による過疎地域の計画的な持続的発展	14
②	全市的な機能分担と拠点づくりの推進及び地域連携による持続的発展	14
③	地域特性を活かした持続的発展	15
④	住民と行政の相互連携による持続的発展	15
⑤	特色を活かした土地利用による持続的発展	15
ウ)	主要施策	16
①	安全・安心で魅力ある住環境の整備	16
②	地域産業及び自然環境の保全と地域文化の維持・振興	16
③	地域情報化の推進と多様な交流の促進	16
④	子育て環境の充実と集落機能の維持及び移住・定住の促進	17
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	17
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	17
(7)	計画期間	17
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	17
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	19
(1)	移住・定住	19
①	現況と問題点	19

②その対策	1 9
(2) 地域間交流の促進及び人材育成	2 0
①現況と問題点	2 0
②その対策	2 0
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	2 1
 3 産業の振興	2 2
(1) 農林業の振興	2 2
ア) 農業	2 2
①現況と問題点	2 2
②その対策	2 2
イ) 林業	2 3
①現況と問題点	2 3
②その対策	2 3
(2) 地場産業の振興、企業誘致、起業促進等	2 4
①現況と問題点	2 4
②その対策	2 4
(3) 商業及び観光の振興	2 5
ア) 商業	2 5
①現況と問題点	2 5
②その対策	2 5
イ) 観光	2 5
①現況と問題点	2 5
②その対策	2 6
(4) 事業計画（令和3年度～7年度）	2 6
(5) 産業促進項目	2 7
ア) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	2 7
イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	2 7
 4 地域における情報化	2 9
(1) 電気通信施設の整備と情報化の促進	2 9
①現況と問題点	2 9
②その対策	2 9
 5 交通施設の整備、交通手段の確保	3 0
(1) 道路網の整備	3 0

①現況と問題点	3 0
②その対策	3 0
(2) 鉄道及び路線バス対策	3 1
ア) 鉄道	3 1
①現況と問題点	3 1
②その対策	3 1
イ) 路線バス対策	3 1
①現況と問題点	3 1
②その対策	3 2
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	3 2
 6 生活環境の整備	3 3
(1) 水道施設・下水道処理施設の整備	3 3
①現況と問題点	3 3
②その対策	3 3
(2) 消防、防災、防犯等安全で安心できる地域づくり	3 4
①現況と問題点	3 4
②その対策	3 4
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	3 5
 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 6
(1) 子育て環境の確保	3 6
①現況と問題点	3 6
②その対策	3 6
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 6
①現況と問題点	3 6
②その対策	3 7
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	3 8
 8 医療の確保	3 9
(1) 医療対策及び健康づくりの推進	3 9
①現況と問題点	3 9
②その対策	3 9
(2) 事業計画（令和3～7年度）	4 0
 9 教育の振興	4 1

(1) 学校教育環境の整備	4 1
①現況と問題点	4 1
②その対策	4 1
(2) 集会施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備	4 2
①現況と問題点	4 2
②その対策	4 2
(3) 事業計画（令和3年度～7年度）	4 3
 1 0 集落の整備	4 4
(1) 集落機能の維持	4 4
①現況と問題点	4 4
②その対策	4 4
(2) 事業計画（令和3年度～7年度）	4 4
 1 1 地域文化の振興等	4 5
(1) 地域文化の保存・伝承及び振興	4 5
①現況と問題点	4 5
②その対策	4 5
(2) 事業計画（令和3年度～7年度）	4 5
 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	4 6
(1) 再生可能エネルギーの導入補助	4 6
①現況と問題点	4 6
②その対策	4 6
 ○事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	4 7

1 基本的な事項

(1) 津山市の概況

ア) 自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

①自然的条件

本市は、岡山県北東部に位置し、北は中国山地、南は中部吉備高原に接する、都市と自然が融合する表情豊かな地域である。

地勢は、市街地から中国山地まで約1,000mの標高差があるものの、おおむね平坦で市街地の中央部を岡山県三大河川の1つである吉井川が貫流している。北部は鳥取県との県境をなす標高1,000～1,200mの中国山地南面傾斜地であり、南部は「津山盆地」といわれる標高100～200mの平坦地が広がっている。

気候は、夏冬の温度較差が大きい内陸性気候で年間平均気温14.0°C、年間降水量1,416mm（平成3年～令和2年平均）となっている。

面積は、506.33km²であり、この面積は岡山県面積7,114.62km²の約7.1%を占めている。

また、土地利用状況でみると、一般田52.82km²（10.4%）、一般畠7.55km²（1.5%）、宅地24.43km²（4.8%）、一般山林177.79km²（35.1%）、その他243.74km²（48.1%）となっている。

②歴史的条件

本市は和銅6年（713年）に美作国が設けられ、国府が現在の津山市総社に置かれた時から、県北の中心地域としての歴史が始まり、古代国家の時代から江戸時代を通じて、重要資源である鉄の産地として各地域との交流が盛んであり、交通の要衝として発展してきた。慶長8年（1603年）に森忠政が美作全域の領主として入封し、津山城と城下町の建設に着手した。明治時代に入って、明治4年（1871年）に北条県が置かれ、明治9年（1876年）に岡山県に合併された。

昭和4年（1929年）に2町4村合併により、津山市として市制を施行し、平成17年（2005年）2月28日の市町村合併により津山市は加茂町、阿波村、勝北町及び久米町と合併し、現在の市域となった。

③社会的及び経済的条件

本市から近くの都市への距離は、南は岡山市へ約 60km、北は鳥取市へ約 75km、東は姫路市へ約 90km、西は新見市へ約 70km で山陽と山陰のほぼ中間にある。また、大阪市へは約 160km、下関市には約 390km で、中国自動車道を利用してそれぞれ約 2 時間、約 4 時間 30 分の位置にある。

このように恵まれた立地条件の中で、市内の工業団地への誘致の推進、商業サービス業の活性化に取り組み、平成 5 年 4 月には、津山圏域が地方拠点都市地域の指定を受け、本市はその中心としての躍進が期待されている。

また、平成 17 年の合併により、岡山県北初の 10 万人都市となり、県北の中心都市として、より魅力あるまちづくりや地域の活性化に取り組むとともに、周辺自治体との積極的な交流や連携を図りながら、一体的かつ持続的な発展を推進していくことが求められている。

イ) 津山市における過疎の状況

本市過疎地域は、旧加茂町、旧阿波村及び旧久米町の 3 地域で、面積では全市域の 54.5% を占めており、人口は、国勢調査によると、昭和 50 年に 16,119 人であったが、平成 27 年には 11,193 人にまで減少している。人口減少の影響は、小学校の統合等、教育面を始め、さまざまな面において現れている。

また、人口の減少は若年層の流出が大きな原因となっており、これに少子高齢化が加わり、人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は昭和 50 年の 15.5% から平成 27 年には 39.4% まで増加しており、この割合は津山市全域の 28.6%、岡山県全域の 28.8% に比べて著しく高くなっている。

このような状況の中で、過疎化の進行に歯止めをかけるため、国、県からの過疎地域に対する支援を受けながら、ハード、ソフト両面から、社会基盤整備、産業振興、教育等さまざまな分野において施策を実施してきたが、少子化に伴う出生者数の急激な減少と若年層の人口流出により、依然として人口減少と少子高齢化が進行している。

今後も、少子高齢化の傾向は続くものと考えられることから、各般にわたる地域の持続的発展策を展開していく必要がある。

ウ) 津山市の社会経済的方向の概要

本市においては、平成 12 年から人口減少に転じ、平成 17 年の合併以降

の 15 年間で約 1 万人が減少している。工業においては、製造業事業所の減少や産業の空洞化等がみられ、商業においても、小売業事業所の減少が続くななど、雇用問題を含め厳しい状況が続いており、住民の多様なニーズやモータリゼーションの進展等により、中心市街地に立地する商店はさらに厳しさを増している。農林業においては、農産物の自由化や就業者の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加、農産物の鳥獣被害の増加等、深刻な問題が続いている。

こうした中、平成 28 年度から 10 年間を計画期間とする「津山市第 5 次総合計画」及び令和 2 年 2 月に策定した「第 2 期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、雇用の創出や地域産業の競争力の強化、子育て環境の充実等を図るため、各種施策に積極的に取り組み、本市の持続的な発展及び魅力あるまちづくりを推進している。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア) 人口の推移と動向

全市の人口は、昭和 50 年以降緩やかな増加を続けていたが、平成 12 年国勢調査では減少に転じ、平成 27 年の国勢調査でも、平成 17 年値に比べて 6.2% の減少となっている。

また、45 年前の昭和 50 年人口と平成 27 年人口を比較すると、総人口は 0.2% 増加しているが、年少人口（0 歳～14 歳）は 36.5% 減少している。一方、老人人口（65 歳以上）については 2.4 倍に増加している。

過疎地域の人口については、一貫して減少を続けてきた。平成 27 年国勢調査では 11,193 人であり、昭和 50 年の 16,119 人に比べ 30.6% 減少している。特に、年少人口については、昭和 50 年の 3,011 人から平成 27 年には 1,188 人に減少し、60.5% と非常に高い減少率となっている。生産年齢人口についても、昭和 50 年の 10,609 人から平成 27 年には 5,597 人と 47.2% 減少している。一方、老人人口については、昭和 50 年の 2,499 人から平成 27 年には 4,406 人と 1.8 倍となっており、高齢化率も 15.5% から 39.4% へと急速に高齢化が進行している。

平成 27 年 3 月 31 日と令和 2 年 3 月 31 日の住民基本台帳上の人口を比較すると全市では 3.8% の減少率に対し、過疎地域においては、9.0% の減少率となっており、過疎地域の人口減少が全市より進んでいることがわかる。

また、今後の人口の見通しについては、日本国内の少子化による人口減少が続く中で、本市の人口も減少傾向が続くことが予測され、令和 32 年に

は約 77,000 人になると見込まれており、大変厳しい状況となっている。

全市人口を年齢別にみると、約 30 年後の令和 32 年は老人人口の減少数が約 3,500 人であるのに対し、生産年齢人口の減少数は約 17,300 人と想定され、生産年齢人口の割合が減少し、老人人口の割合が増加して高齢化が一層進むことが予測される。

イ) 産業の推移と動向

全市の産業別人口は、昭和 50 年以降、微増傾向にあったが、平成 12 年には微減に転じ、平成 27 年においてもこの傾向が続いている。

一方、過疎地域の産業別人口は昭和 35 年から過疎地域人口の減少に呼応して減少が続いている、昭和 50 年と平成 27 年を比較すると 29.8% の減少となっている。

過疎地域の産業別人口の構成比をみると、昭和 35 年に全就業者数の 69.8% を占めていた第 1 次産業就業者数は農業従事者を中心に減少し、平成 27 年には全就業者数の 15.2% へと大幅に減少した。他方、第 2 次産業就業者は、昭和 35 年に全就業者数の 9.5% でしかなかったものが、平成 27 年には全就業者数の 27.3% になり、第 3 次産業就業者数も 20.7% から 55.4% へと 2.7 倍の著しい増加となっている。

産業別人口の変化の要因としては、第 1 次産業では産業構造の変化や少子高齢化の進行による就業者の高齢化、担い手不足等による就業者の減少であり、また、第 2 次産業、第 3 次産業では工場誘致や郊外店の出店等による、就業者数の増加が主たるものである。農林業を取り巻く経済環境の厳しさに加えて、少子高齢化の進行は今後も続くものと予測され、過疎地域の持続的発展を実現していくためには、限られた地域資源を有効活用しながら、地域特性に応じた産業振興を図り、過疎地域で暮らしていくける産業基盤や雇用の場を作っていく必要がある。

表1－1（1）人口の推移

(過疎地域)

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成12年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率									
総 数	21,588	16,119	△25.3	15,313	△ 5.0	13,831	△ 9.7	13,021	△ 5.9	11,193	△14.0	
0歳～14歳	7,015	3,011	△57.1	2,768	△ 8.1	1,812	△34.5	1,522	△16.0	1,188	△21.9	
15歳～64歳	12,789	10,609	△17.0	9,201	△13.3	7,768	△15.6	7,175	△ 7.6	5,597	△22.0	
うち 15歳～29歳(a)	4,364	2,920	△33.1	2,029	△30.5	1,912	△ 5.8	1,692	△11.5	1,095	△35.3	
65歳以上 (b)	1,874	2,499	33.4	3,344	33.8	4,251	27.1	4,324	1.7	4,406	1.9	
(a)／総数 若年者比率	20.2	18.1	—	13.3	—	13.8	—	13.0	—	9.8	—	
(b)／総数 高齢者比率	8.7	15.5	—	21.8	—	30.7	—	33.2	—	39.4	—	

出典：国勢調査

(全市)

(単位：人、%)

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成12年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率									
総 数	108,977	103,527	△ 5.0	112,386	8.6	111,499	△ 0.8	110,569	△ 0.8	103,746	△ 6.2	
0歳～14歳	32,927	22,030	△33.1	21,516	△ 2.3	17,713	△17.7	16,618	△ 6.2	13,991	△15.8	
15歳～64歳	67,830	69,217	2.0	72,987	5.4	69,958	△ 4.2	68,048	△ 2.7	59,399	△12.7	
うち 15歳～29歳(a)	25,290	23,031	△ 8.9	21,210	△ 7.9	20,388	△ 3.9	18,487	△ 9.3	14,885	△19.5	
65歳以上 (b)	8,220	12,280	49.4	17,874	45.6	23,822	33.3	25,900	8.7	29,663	14.5	
(a)／総数 若年者比率	23.2	22.2	—	18.9	—	18.3	—	16.7	—	14.3	—	
(b)／総数 高齢者比率	7.5	11.9	—	15.9	—	21.4	—	23.4	—	28.6	—	

出典：国勢調査

表1－1(2) 人口の推移

(過疎地域)

(単位：人、%)

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数	14,539	—	13,828	—	△4.9	12,985	—	△6.1	
男	6,929	47.7	6,582	47.6	△5.0	6,150	47.4	△6.6	
女	7,610	52.3	7,246	52.4	△4.8	6,835	52.6	△5.7	

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和3年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	11,983	—	△7.7	10,902	—	△9.0	10,675	—	△2.1
男	5,646	47.1	△8.2	5,141	47.2	△8.9	5,054	47.3	△1.7
女	6,337	52.9	△7.3	5,761	52.8	△9.1	5,621	52.7	△2.4

出典：住民基本台帳

(平成12年、平成17年及び平成22年は外国人住民を含まない)

(全市)

(単位：人、%)

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	110,949	—	110,181	—	△0.7	107,254	—	△2.7	
男	52,980	47.8	52,614	47.8	△0.7	51,185	47.7	△2.7	
女	57,969	52.2	57,567	52.2	△0.7	56,069	52.3	△2.6	

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和3年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	104,108	—	△2.9	100,105	—	△3.8	99,315	—	△0.8
男	49,679	47.7	△2.9	48,132	48.1	△3.1	47,747	48.1	△0.8
女	54,429	52.3	△2.9	51,973	51.9	△4.5	51,568	51.9	△0.8

出典：住民基本台帳

(平成12年、平成17年及び平成22年は外国人住民を含まない)

表1－1(3) 人口の見通し (年代別将来人口推計)]

(過疎地域)

(単位：人)

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
0歳～14歳	908	801	661	604	551
15歳～64歳	4,129	3,631	3,335	2,901	2,504
65歳～	4,266	3,878	3,404	3,063	2,831
計	9,303	8,310	7,400	6,568	5,886

出典：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

(全市)

(単位：人)

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
0歳～14歳	11,902	11,279	11,165	11,318	11,247	10,818	10,165	9,739
15歳～64歳	52,313	49,828	46,995	43,370	40,661	39,152	38,290	37,203
65歳～	30,785	30,036	29,396	29,411	28,673	27,181	25,442	23,973
計	95,000	91,144	87,555	84,099	80,580	77,152	73,896	70,916

出典：第2期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（将来展望人口）

[年代別人口比率]

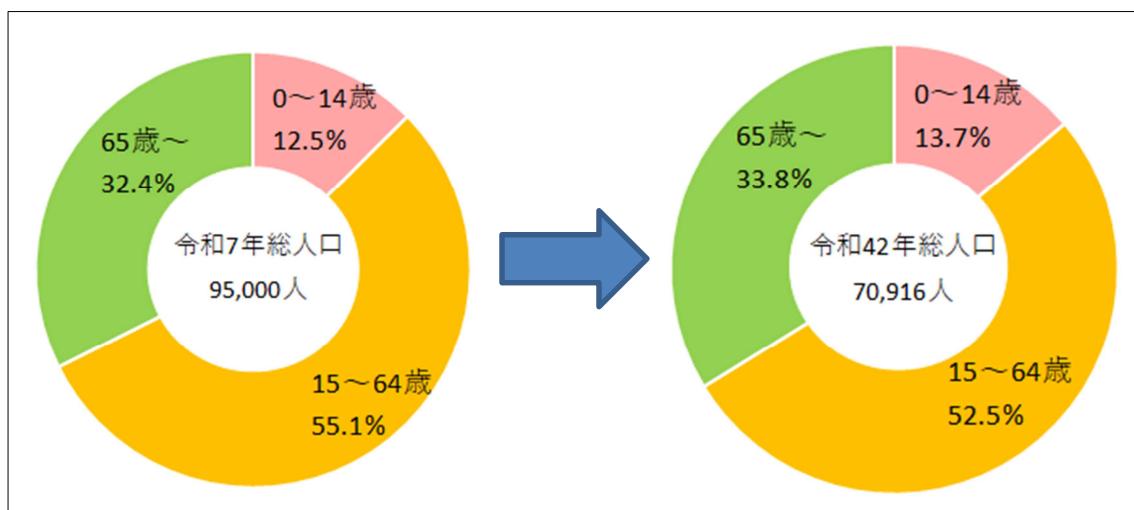


表1－1(4) 産業別人口の動向

(過疎地域)

(単位:人、%)

区分	昭和35年			昭和50年			平成2年			平成12年			平成17年			平成27年		
	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率
総 数	11,140	9,144	△17.9	8,043	△12.0		7,021	△12.7		6,448	△ 8.2		6,420	△ 0.4				
第1次産業 就業人口比率	69.8	39.0	—	21.9	—		18.9	—		18.6	—		15.2	—				
第2次産業 就業人口比率	9.5	28.7	—	36.8	—		34.2	—		30.6	—		27.3	—				
第3次産業 就業人口比率	20.7	32.0	—	41.3	—		46.8	—		50.8	—		55.4	—				
その他産業 就業人口比率	0.0	0.3	—	0.0	—		0.0	—		0.0	—		0.0	—				

出典：国勢調査

(全市)

(単位:人、%)

区分	昭和35年			昭和50年			平成2年			平成12年			平成17年			平成27年		
	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率	実数	実数	増減率
総 数	53,791	52,079	△ 3.2	54,992	5.6		54,805	△ 0.3		52,842	△ 3.6		49,533	△ 6.3				
第1次産業 就業人口比率	46.8	21.9	—	10.5	—		7.8	—		7.7	—		6.0	—				
第2次産業 就業人口比率	17.4	27.7	—	34.5	—		32.9	—		28.7	—		26.8	—				
第3次産業 就業人口比率	35.9	50.4	—	55.0	—		59.3	—		62.3	—		62.8	—				
その他産業 就業人口比率	—	0.0	—	0.0	—		0.0	—		1.3	—		4.4	—				

出典：国勢調査

(3) 津山市行財政の状況

ア) 行財政の状況

本市の財政は、急速な少子高齢化の進行による社会保障関係費の増加や合併特例期間終了後の地方交付税の縮減、また、土地開発公社の解散に伴い平成25年度に発行した第三セクター等改革推進債等による債務残高の増大により、極めて厳しい状況に置かれている。

加えて、本市過疎地域においては、人口減少等による地域活力や共助機能の低下が懸念され、早急な対応が求められているほか、老朽化が進んでいる公共施設の維持や更新等も大きな課題となっている。

こうした中、今後は組織機構、定員、事務事業等、行政全般のさらなる見直しを行い、行政の簡素化や効率化により経常経費の節減を図るとともに、産業振興、移住・定住施策等の推進による収支増や国県補助金、過疎対策事業債等の活用により効率的な財政運営を行う必要がある。

また、限られた財源の中で過疎地域の持続的発展を実現するためには、それぞれの地域資源や地域の特性に応じた個性と魅力ある地域づくりに向け、計画的、効率的、重点的に施策を推進する必要がある。

イ) 施設整備の水準

生活水準の向上と快適な生活の確保を図るため、地域住民の生活や経済活動を支える重要な基盤である道路や上下水道等のインフラに対して、積極的な整備を推進してきた。

市全体の市道の改良率は、平成25年度末において改良率46.9%、舗装率88.6%であったものが、令和元年度末においては改良率47.6%、舗装率93.2%と、全県域と比較して上回っており、今後も計画的に整備を推進していく。

上水道については、水道事業及び簡易水道事業により供給を行っていたが、平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合した。普及率は99.9%と高い水準にあるが、点在する水道施設の老朽化が進んでいることから、計画的な更新整備を推進する必要がある。

下水道については、順次整備を進めており、平成25年度末の水洗化率は78.0%だったが、令和元年度末には79.3%と上昇している。今後も未整備地域に対して、合併処理浄化槽や農業集落排水施設等、効率的な汚水処理を検討した上で、計画区域の整備を推進していく。

表1－2(1) 市町村財政の状況

【平成12年度】

(単位：千円)

区分	旧加茂町地域	旧阿波村地域	旧久米町地域
歳入総額 A	4,811,053	1,286,034	5,088,397
一般財源	2,564,602	748,332	3,272,789
国庫支出金	169,299	20,861	325,567
都道府県支出金	237,932	209,406	581,512
地方債	968,800	149,500	307,400
うち過疎債	111,200	20,000	102,600
その他	870,420	157,935	601,129
歳出総額 B	4,466,660	1,224,368	4,705,336
義務的経費	1,426,870	396,969	2,080,433
投資的経費	1,420,080	384,979	1,306,742
うち普通建設事業	1,316,814	369,204	744,052
その他	1,619,710	442,420	1,318,161
過疎対策事業費	2,191,683	50,192	1,102,672
歳入歳出差引額 C (A-B)	344,393	61,666	383,061
翌年度へ繰越すべき財源 D	67,918	2,671	76,676
実質収支 C-D	276,475	58,995	306,385
財政力指數	0.187	0.085	0.227
公債費負担比率	13.0	13.0	26.6 [21.4]
起債制限比率	6.5	7.1	7.7
経常収支比率	77.7	84.6	74.1
地方債現在高	4,412,961	1,621,311	6,069,055

[] 内は、繰上償還を含むもの
出典：地方財政状況調査

(単位：千円)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
歳入総額 A	48,310,194	45,212,839	49,222,701
一般財源	28,279,226	28,489,539	28,441,624
国庫支出金	5,529,165	5,995,720	6,484,302
都道府県支出金	3,034,601	3,339,640	3,416,361
地方債	6,568,900	4,248,264	5,639,376
うち過疎債	200,500	167,800	352,400
その他	4,898,302	3,139,676	5,241,038
歳出総額 B	47,074,509	43,629,269	46,877,971
義務的経費	21,872,576	22,361,307	23,093,974
投資的経費	8,995,374	4,442,872	5,819,919
うち普通建設事業	8,500,686	4,291,043	5,791,732
その他	16,206,559	16,825,090	17,964,078
過疎対策事業費	341,279	179,470	392,017
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,235,685	1,583,570	2,344,730
翌年度へ繰越すべき財源 D	232,613	440,590	94,609
実質収支 C-D	1,003,072	1,142,980	2,250,121
財政力指數	0.524	0.557	0.539
公債費負担比率	19.2	17.5	17.2
実質公債費比率	18.1	15.6	12.4
起債制限比率	12.9	—	—
経常収支比率	90.4	89.5	89.9
将来負担比率	—	149.4	156.6
地方債現在高	56,949,028	55,727,031	73,727,948

※平成 17 年 2 月 28 日に合併のため、平成 17 年度以降については、市全体の数値である。
出典：地方財政状況調査

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入総額 A	51,355,277	53,123,753	50,255,661
一般財源	27,883,825	28,066,577	27,855,414
国庫支出金	6,997,267	6,472,330	7,198,402
都道府県支出金	3,611,428	3,579,251	4,095,398
地方債	7,001,557	6,504,863	5,428,117
うち過疎債	421,300	748,400	356,900
その他	5,861,200	8,500,732	5,678,330
歳出総額 B	49,758,530	51,317,895	49,061,541
義務的経費	24,092,635	25,659,028	23,913,602
投資的経費	8,143,633	7,991,628	7,971,165
うち普通建設事業	8,070,105	7,445,617	6,487,598
その他	17,522,262	17,667,239	17,176,774
過疎対策事業費	503,869	891,782	444,287
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,596,747	1,805,858	1,194,120
翌年度へ繰越すべき財源 D	64,140	610,340	253,151
実質収支 C-D	1,532,607	1,195,518	940,969
財政力指數	0.537	0.536	0.537
公債費負担比率	18.9	19.0	18.5
実質公債費比率	11.6	12.1	12.2
起債制限比率	—	—	—
經常収支比率	93.8	90.7	96.2
将来負担比率	136.2	133.1	130.2
地方債現在高	75,388,794	73,987,802	73,668,875

出典：地方財政状況調査

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況
(過疎地域)

区分	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度	令和元年度
市町村道					
改良率 (%)	21.2	27.7	33.5	41.8	43.8
舗装率 (%)	33.9	67.2	77.1	86.8	91.8
農道					
延長 (m)	—	—	—	108,401	106,363
耕地1ha当たり農道延長 (m)	50.2	51.9	57.1	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	174,860	178,287
林野1ha当たり林道延長 (m)	9.1	13.3	13.8	5.0	5.1
水道普及率 (%)	64.6	93.1	97.0	—	—
水洗化率 (%)	0.0	0.2	9.8	68.4	75.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	7.8	6.5	6.1	6.7	2.3

(全市)

区分	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成22年度	令和元年度
市町村道					
改良率 (%)	17.6	36.0	41.9	46.2	47.6
舗装率 (%)	46.7	76.3	82.7	88.2	93.2
農道					
延長 (m)	—	—	—	316,794	309,514
耕地1ha当たり農道延長 (m)	55.7	50.8	44.1	52.8	54.9
林道					
延長 (m)	—	—	—	218,867	220,689
林野1ha当たり林道延長 (m)	8.4	9.9	10.6	6.2	6.3
水道普及率 (%)	77.8	95.1	98.1	99.6	99.9
水洗化率 (%)	8.6	32.0	61.4	75.8	79.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	27.7	26.0	21.3	19.8	18.5

※各年度3月31日の数値

出典：市町村道

道路台帳調書

農道

農道台帳

耕地 1ha 当たりの農道延長

作物統計調査及び農道台帳

林道、林野 1ha 当たり 林道延長

森林台帳

水洗化率

公共施設状況調査

水道普及率

水道統計

人口千人当たり病院、診療所の病床数

公共施設状況調査

(4) 過疎地域の持続的発展の基本方針

ア) これまでの取組の成果と課題

本市過疎地域である旧加茂町、旧阿波村及び旧久米町地域は、面積では全市域の 54.5% を占めており、過疎地域の持続的発展を図ることは、単に当該地域にとどまらず、本市の均衡あるまちづくりを進める上からも重要な課題である。これまで、過疎地域自立促進特別措置法等に基づいて、過疎地域の自立促進に向け総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施してきた。具体的には、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備、基礎的な生活基盤の整備や各種ソフト事業を展開してきた。それぞれの自立促進事業により一定の成果は図られているが、過疎地域の人口減少と少子高齢化の進行は依然として続いている。過疎地域が有する美しい自然環境や景観の保全、食料等の都市地域への供給といった多面的・公益的機能を今後も維持するためには、そこに住み続ける住民が、安全・安心に、誇りをもって生活できるような環境整備や地域づくりが重要である。

イ) 持続的発展の基本的方向

①総合計画等による過疎地域の計画的な持続的発展

本市では、平成 28 年度から 10 年間を計画期間とする「津山市第 5 次総合計画」、「第 2 期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び各分野別に策定される個別計画に基づき、岡山県過疎地域持続的発展方針を踏まえた「津山市過疎地域持続的発展市町村計画」によって、地域特性に応じた事業展開を推進していく。

②全市的な機能分担と拠点づくりの推進及び地域連携による持続的発展

本市過疎地域である旧加茂町、旧阿波村及び旧久米町の 3 地域は、地理的・地形的条件や気候等の自然条件、歴史、文化、産業、交通条件等も異なっており、それぞれの地域特性に応じたまちづくりを進めてきた。

今後、本格的な人口減少や少子高齢社会の到来に対処するためには、これまでの拡大型の都市構造からコンパクトでまとまりのある都市構造への転換を進めが必要である。そこで、都市機能等が集積した本市の中心となる「中心拠点」、支所や出張所周辺の生活関連施設や公共施設等が

集積する「地域生活拠点」を設定し、都市機能の集約化や生活サービス機能の向上をめざしたまちづくりに取り組んでいく。その中で、拠点間の移動手段の確保や情報ネットワークの整備等により、相互に連携し、交流や補完をしながら、地域特性に応じた機能分担と機能連携を強化し、市全体の均衡ある発展と過疎地域の持続的発展を図るものとする。

③地域特性を活かした持続的発展

表1-1(3)の人口の見通しでは、5年後の令和7年の人口は95,000人となり、令和2年10月1日の住民基本台帳人口99,994人から5.0%減少し、30年後の令和32年には77,904人と、22.1%減少すると予測している。

特に過疎地域では、市中心部よりも若者の都市への流出や少子化の進行等による人口減少が顕著に表れるものと思われ、今後も持続可能な地域として存続していくため、持続的発展に向けた施策の推進が急務となっている。

過疎地域は人口減少やコミュニティ機能の低下という共通の問題を抱えているが、地理的・地形的条件や人口規模、産業、生活基盤の整備状況等、地域によって状況が異なっている。市中心部に隣接して地域運営の担い手が確保されており将来の発展性も秘めている地域や、集落、コミュニティ機能の維持が難しくなりつつある地域までさまざまであり、一律的な施策ではなく、全市的な均衡を保つつも地域実情に応じた振興策を講じていく。

④住民と行政の相互連携による持続的発展

過疎地域の持続的発展は、行政だけで推進するのではなく、地域住民やコミュニティ組織、NPO、その他民間団体等が行政と相互連携して取り組むことが求められており、住民や団体等の積極的な参画を促進していく。

⑤特色を活かした土地利用による持続的発展

本市の市域は地理的・地形的条件、自然条件等が異なった地域により構成されており、良好な生活環境を確保しつつ特色を活かした土地利用を推進していく。

そこで、市域を都市機能の集積等を図る市街地エリアと過疎地域が属する森林・里山エリア、田園エリアに分け、それぞれのエリアごとに定めた利用方針に従い、総合的かつ計画的な土地利用の推進に努めていく。

その中で、森林・里山エリアについては、豊かな自然環境の保全と活用を基本に林業振興や集落の生活環境の維持向上を図り、田園エリアについ

ては、良好な農地の保全を基本に、農業振興、生産基盤の強化、耕作放棄地の利活用等に取り組んでいく。

ウ) 主要施策

①安全・安心で魅力ある住環境の整備

過疎地域の住民が安心して日常生活が営めるよう、効率的で柔軟な交通手段の確保や生活道路の整備を進め、保健、医療、福祉サービスや商業機能の確保を図るなど、地域の実態に応じた日常生活の基礎的条件の確保を図るものとする。施策の実施にあたっては、地域の特色を活かした地域色豊かな景観に配慮するとともに、安全で安心な生活を送ることができるよう、耐震化やユニバーサルデザインにも配慮することが必要である。

また、地域住民が日常生活を営む上での安全確保のため、消防救急体制の整備や防災体制の充実等を図るものとする。

②地域産業及び自然環境の保全と地域文化の維持・振興

地域の基幹産業である農林業の維持や振興のため、担い手の確保や集落営農組織の育成、農商工の連携や地産地消の推進等により農林業の生産活動の維持を図るとともに、地域特性に応じた付加価値の高い作目の振興や6次産業化を推進していく。森林や里山等、豊かな自然を活かした木質バイオマス発電や熱利用等、再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素の排出削減や3R（リデュース、リユース、リサイクル）への取組によって低炭素都市及び循環型社会の実現をめざすとともに、過疎地域の強みである美しい自然環境の保全に取り組んでいく。さらに、地域固有の伝統行事、歴史遺産及び文化財の保存継承に努め、これらの地域資源を最大限に活かしたまちづくりや観光の振興等を図るものとする。

また、企業立地を進めるとともに、第2期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域資源を活用した産業振興施策を実施し、特産物の育成やブランド力の強化に取り組み、産業の成長や雇用の創出を推進していく。

③地域情報化の推進と多様な交流の促進

過疎地域がタイムリーな情報収集を行い、全国に向けた情報発信を可能とするため、CATV等の情報基盤の活用促進を図るものとする。そして、市街地に居住する住民等の憩いと安らぎの交流空間として豊かな自然環境を積極的に提供し、都市と農山村の交流機会を形成していく。

さらには、自然体験施設のPRやキャンペーン等の普及活動、魅力ある郷土料理や特産品の開発、体験プログラムの企画・開発を促進し、過疎地域への交流人口の増加を図るものとする。

④子育て環境の充実と集落機能の維持及び移住・定住の促進

過疎地域の少子化は本市全体に比べて顕著である。そこで、各地域の実情に応じた就学前教育、保育環境の充実や教育環境の向上等を図り、地域の未来を担う子どもたちが将来にわたり、持続的に安全で健やかに成長できるような環境づくりを積極的に行っていく。

また、過疎地域には、人口減少、少子高齢化により、集落機能の維持が困難になっている地域もあり、住民が主体となって地域の魅力や課題等を掘り起こし、地域の活性化を図る取組を積極的に支援していく。さらには、集落機能の維持強化を図るとともに、IJUターン希望者への各種情報提供や支援等を行い、移住及び定住を促進していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

目標1 令和7年度末の全市人口を95,000人に維持すること

目標2 令和7年度末の本市過疎地域における人口を9,500人に維持すること

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

人口及び各項目における評価指標に対する実績値を、毎年度、市ホームページ上に公開していくこととする。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成28年2月に津山市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設マネジメント基本方針として「市民ニーズに対応した行政サービスを提供できる施設機能を、施設の安全性を確保しながら継続的に維持する」と定め、次の取組を推進していく。

取組1 公共施設の面積総量（総延床面積）の適正化と多機能化の推進

取組2 施設の長寿命化の推進

取組3 公共施設の管理運営コストの縮減と財源の確保

取組 4 市民との情報及び認識の共有化

取組 5 個別の施設管理計画の策定

取組 6 施設維持管理費・運営コストの適正化

本計画において、公共施設等の整備や運営、維持管理については、公共施設及びインフラ施設のマネジメント基本方針に基づき、整合性を図りながら、効率的・効果的に実施するよう努めていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住

①現況と問題点

本市過疎地域においては、人口減少が続いている。自然動態、社会動態いずれも減少している。その要因としては、少子高齢化の進行による自然減とともに、就職や大学への進学等により、若年層が都市部に流出することによる社会減が、さらなる少子高齢化をもたらす連鎖となっていることが考えられる。

また、保健医療施設や高等教育施設、商業施設に遠い山間部から、利便性が高く、多くの機能が集中している市中心部へ転居するケースも見られている。

一方、地方移住の傾向として、以前は定年を迎えた高齢層がセカンドライフの充実を求めて移住するというケースが主流であった。しかし、近年は若年層が自己実現の機会を求めるなどの理由で、働き方やライフスタイルの変化を求めて、地方への移住を検討するという潮流が全国的に高まっている。

また、居住地を完全に移転する移住とは異なり、生活拠点となる地域を複数所有する二地域居住や多拠点居住といった複住スタイルや、特定の地域と継続的な関わりを持つ「関係人口」も注目されており、人口が減少している地域においては、新たな地域づくりの担い手として捉えていくことが重要である。

そのため、自然豊かな地域の魅力を全国へ発信するとともに、移住希望者や関係人口候補者の増加や定住促進を図るため、これまでの取組に新しい視点を取り入れた、さまざまな施策を積極的に取り組んでいく必要がある。

②その対策

現在、移住・定住の促進を図る取組として、「津山ぐらし移住サポートセンター」を拠点としたワンストップの相談窓口、空き家や賃貸等に関する情報を提供する「津山市住まい情報バンク」、空き家活用定住促進事業補助金等の住まいに関する支援、無料職業紹介センターと連携した就職支援、つやま暮らしを体験する「トライアルステイ」、各種 SNS や移住支援のポータルサイト「LIFE（ライフ）津山」による情報発信等を行っている。

今後も的確できめ細かな移住相談、移住支援に取り組むとともに、これらの事業を強化しオンライン化を進めていくことで、これまで対応できなかつた対象へも、より広く事業を展開していく。

また、地域における移住者の受入体制の強化や、都市部にはない地域特性を活かした事業にも着手し、地域との交流から将来的な移住へつながるような環境づくりに取り組んでいく。さらに、外部人財を地域に取り込み、地域住民と連携、協働することにより、地域を担う人材の確保と育成を図るものとする。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和3年度～令和7年度の累計)
県外からの移住者数	347人	1,500人

(2) 地域間交流及び人材育成

①現況と問題点

本市過疎地域では、地域イベントによる地域間交流や他地域との交流等さまざまな分野において、地域づくり活動が行われている。

一方で、人口減少、少子高齢化をはじめ、暮らしの多様化により、集落維持の担い手や地域課題に取り組む人材の確保が重要になってきている。また、町内会等が地域コミュニティの対応を行うことにも一定の限界があるため、組織力の維持強化、地域内外にネットワークを持つ人材の発掘と育成が重要になってきている。

②その対策

地域おこし協力隊等のサポート人材を活用し、住民が地域づくり活動へ参画する仕掛けづくりや環境づくりを促進していく。また、地域リーダーの育成や地域づくり団体の組織力の維持強化のための取組を進めていく。

さらには、豊かな自然を活用した地域イベントや農山村交流等を通じて、地域内外にネットワークを持つ人材の発掘や育成を行い、将来にわたって地域づくりに取り組む人材を増やしていく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
任期終了後の地域おこし協力隊員の定住率	62.5%	70.0%

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材交流	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	IJU トータルサポート事業 住まいの支援（空き家購入・改修・流动奨励等）や移住定住推進（移住受入体勢整備等）への支援を行う	津山市	過疎地域
		地域イベント支援事業 地域イベントの開催に補助を行い、地域間交流の促進を図る。		
		地域づくり応援事業 集落機能の維持が困難になることが想定される地域を対象に、地域の持続可能な地域づくり（地域運営組織）を支援し、地域の活性化を図る。	津山市	過疎地域

3 産業の振興

(1) 農林業の振興

ア) 農業

①現況と問題点

本市過疎地域においては、水稻、果樹、野菜及び畜産を主体とした農業に取り組んでいるが、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足等により耕作面積は年々減少し、耕作放棄による農地の荒廃が進んでいる。

これまで、生産コストの縮減を図るなど諸施策を推進してきたが、従来の取組の延長では、持続可能な農業及び農村の実現を図ることは難しい。今後一層の農業の持続的発展を促すため、認定農業者や集落営農組織等、担い手の育成と組織強化、新規就農者の掘起しと育成、農家の経営所得の安定化と農地の集積化、農業生産基盤の維持及び強化等を積極的に推進し、特産品の品質向上とブランド化を進め、農業経営環境の改善を図ることが必要である。

畜産においては、飼料価格等生産費の高騰や消費の低迷により、生産意欲の低下や後継者不足が相まって飼育農家は減少していくことが予測されるため、飼育管理や経営管理の改善、「つやま和牛」のブランド化の推進等、地域の特性を活かした安全・安心で高品質な農畜産物の産地形成等により経営の安定化を図る必要がある。

加えて、過疎地域においては近年、有害鳥獣による農作物被害が拡大しており、この対策が課題となっている。

②その対策

農業振興地域整備計画に基づいた適正な土地利用を推進し、農地の保全を図るものとする。また、中山間地域等に対する農地保全の諸制度の積極的な活用を図りながら、地域集落の農業生産活動の強化を図るものとする。

地域農業の担い手の中心となる認定農業者を掘り起こし、集落営農による農地の利用集積を促進するとともに、担い手や後継者不足の対策として地域等で農地の耕作に取り組むことができる組織の育成を進めていく。あわせて、就農希望者や新規就農者等の体験や研修の場の整備及び拡充を推進していく。さらには、生産性向上のため、ほ場整備事業の未実施地区への整備を推進し、農道、ため池、用排水路及び用水施設の整備を促進して

いく。

さらに、品質の向上を図るだけでなく、付加価値を高めながら特産品のブランド化を進めるとともに、産地と消費者との直接の交流を進めるために、道の駅や農産物直売所を活用した地産地消の推進、都市部等、大規模消費地への直接販売等、新たな販路の開拓に取り組んでいく。

有害鳥獣の被害に対しては、防護柵等を設置する農業者に対する支援を行ふとともに、鳥獣被害対策実施隊による駆除活動の推進を図り、地域ぐるみで防除と駆除両面から被害防止に取り組んでいく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
中山間地域等直接支払制度の協定面積	668ha	681ha

イ) 林業

①現況と問題点

加茂地域、阿波地域においては、古くから自然条件を活かした林業が盛んに行わされてきた。しかし、現在の林業を取り巻く環境は厳しく、木材価格の長期低迷により林業の採算性が悪化し、森林所有者の経営意欲の低下を招くとともに林業就業者の高齢化や後継者不足等により、伐期を迎えた人工林が伐採されずに放置されることが多く、保育管理の低下や山林の荒廃、災害の発生につながっている。

②その対策

森林は自然環境の保全や水源のかん養、地球温暖化防止等、重要な役割を果たしており、その機能を維持し持続可能な林業を実現するため、国が平成21年度に策定した「森林・林業再生プラン」や本市が平成27年度に策定した「津山市森づくり基本計画」に基づき、森林や林内路網の整備、生産基盤体制の確立、地域材を積極的に活用した木材需要拡大対策、担い手育成対策等を推進していく。

また、令和元年度に施行された森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度により、適切な経営管理がなされていない森林のうち、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業事業体に委託し、林業経営に適さない森林については市が直接管理する取組を計画的に進めることで、森林の持つ公益的機能の維持、向上を図るものとする。

当地域における具体的な取組としては、行政と森林組合等の林業事業体とが協力し、施業の集約化や林道と森林作業道を組み合わせた路網の整備、先進的な林業機械の導入、担い手の確保育成等を行い、木材生産の効率化

や低コストを進めていく。

また、新たな木材需要として木質バイオマスを推進することにより、林業・木材産業の活性化を図るものとする。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
木質バイオマスの地産地消量	0t	15,000t

(2) 地場産業の振興、企業誘致、起業促進等

①現況と問題点

過疎地域内の工業は、木材・木製品工業や食品加工業、繊維業、金属加工等を含む10人以下の小規模経営の企業が中心である。平成6年、久米地域に58.1haの県営久米産業団地が完成したことを契機に、企業誘致による雇用機会の創出と若者の定住化を進めている。現在、操業企業は9社となっており、産業基盤の中核をなしている。今後も本市の優位性を強くアピールしながら、県と連携して早期の企業誘致に努める必要がある。

一方、地場産業を基本とした起業を支援することにより産業を興す取組も重要になっている。

②その対策

津山圏域に立地する工業団地との連携を図り、つやま産業支援センター等関係機関の協力を得て、異業種交流の機会を創出し、高付加価値の製品やサービスの開発を促進するとともに、課題解決のための新事業やサービスの創出を推進することにより過疎地域の振興を図るものとする。

また、過疎地域の地場産業振興と連動して、地域資源を活かした特色のある農産加工品の生産・加工・販売体制の整備を図り、6次産業化の促進に努めていく。

久米産業団地については、岡山県と連携を取りながら企業誘致活動を積極的に進め、新規立地企業2社を目標とし早期立地の実現を図るものとする。

起業化の取組については、岡山県とも連携し、産業支援ネットワークの活用によるワンストップでの情報提供や創業塾、助言や相談事業等を実施しており、地場産業や立地企業の技術やノウハウ、人材等を活かした起業の促進を図るものとする。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域内における新規立地企業数	一	2社

(3) 商業及び観光の振興

ア) 商業

①現況と問題点

過疎地域の商業は、食料品や日用雑貨を扱う小規模な小売業や理美容業等サービス業が中心となっているが、少子高齢化による人口減少が進み、地域全体の消費購買力も低下している。さらに、市内に進出した大型店や専門店に消費者が流れ、商店主の高齢化、後継者不足も重なり、空き店舗が増え、消費者ニーズも多様化、高度化している中、非常に厳しい経営状況が続いている。

今後は、移動手段を持たない高齢者等を中心に生活用品等の買い物が困難になることが懸念され、まちづくりと一体となった商業活性化の取組が求められている。

②その対策

本市過疎地域においては、セーフティネットとしての商業機能を維持することが求められており、商工会等と連携し、中・長期的な経営基盤づくりの促進や消費者ニーズに沿ったビジネスモデルの構築を図るとともに、移動手段を持たない高齢者等へ対しては、実店舗以外での買い物サポート等も視野に入れ、買い物弱者の生活向上に資する取組を行っていく。

また、少子高齢化が進む地域の活性化のため、集客力の期待できる観光産業との連携により、交流人口の増加を図るとともに、移住・定住施策を同時に進め、地域コミュニティの維持を図るものとする。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域の人口（1,000人あたり）に対する商工業者数	31者	31者

※計算式（過疎地域内の商工業者数／過疎地域内の人口）

イ) 観光

①現況と問題点

旅行形態は、団体観光から小グループの個人旅行へと変化が見られ、個人旅行の伸展とともに、旅行に求められるものも多様化し、さまざまな体験や地域の人との交流を目的としたニューツーリズムが注目を集めてい

る。

本市過疎地域は、豊かな自然とすばらしい歴史、四季を通じて自然を満喫できる自然体験施設が数多く存在している。グリーンツーリズムや文化観光のような新しい旅行スタイルに対応するため、旅行者のニーズを的確に捉えた幅広い観光メニュー やサービスの提供、安全で快適な受入体制の整備を推進する必要がある。

また、文化活動やスポーツ活動を通じて、県内外から過疎地域内の施設利用者が増加しており、既存施設と周辺の自然環境を活用して、若者をはじめとする都市住民との交流が求められている。既存施設については、老朽化により改修が必要になっている施設やバリアフリー対応が遅れている施設もあり、障がい者や高齢者等すべての人が利用しやすいよう整備する必要がある。

②その対策

本市過疎地域においては、キャンプ場等自然を活かした施設の整備を行い、既存施設を活用した体験プログラムの開発等により、新たな観光ニーズに沿った観光地づくりを進めていく。また、地域の特性を活かした農産物直売施設や道の駅、農林業との連携を進め、多様なニーズに対応できる観光機能の充実を図るものとする。さらに、過疎地域の豊かな自然環境を活かした滞在型施設や温泉施設、旧津山市内の観光地との連携による回遊性向上につながる滞在型観光の促進や、文化、スポーツ活動を通じた施設の有効活用による交流人口の増加を図るものとする。

なお、観光施設等の整備については、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人に安全で優しい観光地づくりを促進していく。

観光客を誘客するためには地域情報発信機能の強化が不可欠であり、各種の媒体を通じて細やかな情報発信を行うとともに、観光協会等と協力し魅力ある観光地としての情報発信を積極的に行っていく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域の観光客数	43万人	65万人

(4) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考

2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	黒木地区水路改修事業	津山市	旧加茂町
		林業専用道整備事業	津山市	旧阿波村
	(9) 観光又はレクリエーション	梅の里公園 屋外木製階段及び手すり改修	津山市	旧久米町
		津山圏域衛生処理組合負担金 (緑水園小グラウンド整備事業)	津山圏域衛生処理組合	過疎地域
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	産業経済団体支援事業 過疎地域の商工会、観光協会の支援を行い、地域経済の振興を図る。	津山市	過疎地域
		有害鳥獣防止対策事業 有害鳥獣の防除に対し、支援を行い、農地の荒廃を防ぐ。	津山市	過疎地域

(5) 産業促進項目

ア) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、畜産業、水産業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

イ) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本市過疎地域の人口は減少の一途をたどり、若年層の流出が大きな原因となっており、今後も減少傾向が続くことが予測されている。

そこで、過疎地域の雇用機会の創出及び確保による人口流出の抑制及び人口の流入拡大を図るために、民間企業による設備投資を促進する必要がある。

そのために若者に魅力ある職場の確保、新たな働き方への対応、過疎地域の条件不利性が解消できるよう、地場産業の振興を図るものとする。

具体的には、津山圏域に立地する工業団地との連携を図り、つやま産業支援センター等関係機関の協力を得て、異業種交流の機会を創出し、高付

加価値の製品やサービスの開発を促進するとともに、課題解決のための新事業やサービスの創出を推進していく。

4 地域における情報化

(1) 電気通信施設の整備と情報化の促進

①現況と問題点

近年、インターネットや携帯電話の急速な普及や IoT、ICT や AI、ロボティクス等の革新的な技術が、住民生活、産業経済活動等さまざまな分野で活用が図られている。これらの技術を地域の課題解決に活用していくことが重要となっており、その基盤となる光ファイバ等の情報通信基盤が全市的に整えられるよう、十分配慮する必要がある。

②その対策

通信、情報化施策については、インターネット利用環境向上のため超高速通信環境への対応やテレビ難視聴地域の解消に向けた施設整備等、情報通信基盤施設の整備を推進していく。

また、行政情報や地域情報の電子化を進めていくとともに ICT 人材の育成に努め、事業者とも連携を図りながら、住民の情報伝達機器や設備の効果的な利活用を支援していく。

今後も引き続き、インターネット等の情報通信手段を利用し、観光、産業等の地域資源や魅力の積極的な情報発信を推進していく。

評価指標	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
過疎地域の光ファイバの整備（世帯カバー）率	推定 10%未満	100%

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 道路網の整備

①現況と問題点

国道、県道については、高速道路や岡山空港へのアクセス道路、さらに住民の生活圏、通勤圏の拡大に必要な道路、工業団地等の産業振興を支援する道路を中心に整備が進められているが、自転車道及び歩道等の交通安全施設の整備が遅れているものや、未改良の部分もあり、早急な改良整備が望まれている。

市道は、集落間や幹線道路へ連絡する基礎的な生活道路であり、通勤、通学、買い物その他産業活動に利用され、住民の日常生活に不可欠の道路である。本市過疎地域においても改良整備を進めているが、今後整備が必要な路線が数多くある。また、道路舗装の経年劣化による損傷や車両通行による轍掘れ等、路面の痛みが激しい箇所があり、早急に改修する必要がある。

農道整備については、農業基盤整備事業と並行して計画的に実施しており、今後も継続実施する必要がある。

また、林道についても地域住民の生活道、集落間連絡道としての役割が大きいことから、その機能が十分果たせるような林道整備を行う必要がある。

また、加茂地域及び阿波地域は、豪雪地帯対策特別措置法により「豪雪地帯」に指定されており、冬季は積雪が多く、日常生活や観光に影響を及ぼしている。交通機能を確保することで、当地区と他地区との人的、物的交流を促進するためにも除雪作業が重要である。

②その対策

国道、県道については、幹線道路及び地域間を結ぶ、連絡道路等の交通危険箇所や未改良部分の計画的な早期改良整備とあわせ、歩道や道路照明等の交通安全施設の整備について、関係機関と連携しながら、取り組んでいく。

市道については、道路改良や舗装、交通安全施設、歩道の整備を計画的に実施し、安全で快適な道路づくりを進めていく。また、道路橋梁等構造物の倒壊等による事故を防止するために点検や診断、補強等を行っていく。

農道整備については、農業基盤の整備と平行し、路面舗装の促進等、計

画的に実施していく。

林道整備については、効率的な森林施業、木材の大量運送等を可能とする強靭化を進めることで、地域住民の生活道、集落間連絡道としての機能に加え、災害時の代替路として整備していく。

除雪用の機械は現有のものが老朽化しており、除雪車や耐用年数を超える機械は定期的に更新し、除雪機能を高め、交通機能を確保していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域における市道整備計画路線の改良率	30%	100%

(2) 鉄道及び路線バス対策

ア) 鉄道

①現況と問題点

本市過疎地域には津山・鳥取間を結ぶJR因美線と姫路・新見間を結ぶJR姫新線が運行されている。加茂地域に美作加茂、知和及び美作河井の三駅が、久米地域に美作千代駅及び坪井駅があり、地域住民の通勤、通学及び買い物の足として重要な役割を果たしているが、その一方で自家用車の普及が乗客数低迷の要因となっている。

また、美作加茂駅、知和駅及び美作千代駅はJRから駅舎の譲渡を受けて市が管理を行っており、鉄道利用者の利便性の向上を図っている。今後、通学生徒の減少による利用者数の伸び悩みが予測されるが、鉄道は通学生徒だけでなく高齢化が進んでいる過疎地域の住民の欠かせない交通手段であり、利用促進を図り、駅から目的地へのアクセスの改善等、利便性向上を図っていく必要がある。

②その対策

JR因美線、姫新線のダイヤ改善を要望するほか、老朽化した駅舎改修等、利便性の向上を図りながら、鉄道の利用促進運動を積極的に推進していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域内の公共交通機関利用者数	102千人	102千人

イ) 路線バス対策

①現況と問題点

本市過疎地域においては、児童生徒や高齢者にとって乗合バスも鉄道と同様に重要な交通手段である。現在、乗客は減少傾向にあり、運行費補助を行い路線維持しているのが現状である。また、道路運送法の改正により民間バス会社が不採算路線から相次いで撤退し、公共交通機関の空白地域が発生しているため、行政による代替バスの運行等により対応している。

一方、民間バス会社のない阿波地域では、合併以前より公営バスを運行し、地域の重要な交通手段となっている。また、平成25年度から地域のNPOによる交通空白地有償運送事業を実施している。

医療や福祉、商業等の生活機能を確保し、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進める「コンパクトシティ プラス ネットワーク」の考え方からも住民の交流と地域の利便性向上のためには、本庁舎をはじめ中心市街地の公共施設等との移動を容易にし、旧町村地域と中心市街地を結ぶ交通手段として、公共交通体系の構築が必須となっている。

②その対策

本市過疎地域における公共交通を維持及び確保するとともに、合併に伴う旧町村と中心市街地との一体性を確保していく。また、地域間交流を促進する既存の民間バス路線、地域巡回バス路線等の見直し、再編を行っていく。さらには、JRとの連携の強化により効率的で利便性の高いバス体系の構築を図るものとする。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域内の公共交通機関利用者数	102千人	102千人

（3）事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 橋りょう	市道U3029号線 改良 L=70.0m W=7.0m 車道 L=70.0m W=2.0m 歩道	津山市	旧加茂町

6 生活環境の整備

(1) 水道施設・下水道処理施設の整備

①現況と問題点

快適な居住環境の形成には、上水道、下水道施設の整備と適切な廃棄物処理が求められる。水道施設については、山間部特有の地形環境のため、ポンプ室、配水池等、多数の水道施設が点在している。また、地下水源においては、水質や水量が不安定な状況もある。平成29年4月に簡易水道事業を水道事業に統合したが、今後も計画的な施設整備や更新を進めていく必要がある。

下水道施設については、将来にわたり農村地域における水質汚濁を防止し、健全な水環境と快適な生活環境の向上を図るため、整備を推進する必要がある。阿波、加茂地域では、農業集落排水施設と特定環境保全公共下水道の機能保全を図るとともに施設の統合等の再編整備を進めていく必要がある。久米地域では、公共下水道の下水道処理人口普及率が低いため、事業計画区域内の整備が急務となっている。

また、下水道計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に向けて取り組む必要がある。

廃棄物処理については、平成27年度に津山圏域クリーンセンターが整備され、安定的かつ計画的なごみ処理を行っている。

また、し尿処理については、平成31年3月に津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センターが竣工し、同年4月から供用を開始し、安定処理を行っている。

②その対策

安全で良質な水を安定的に供給するため、平成30年4月に改定した津山市水道ビジョンに基づき、水質や水量が不安定な地下水源への対策や計画的な更新を進めていく。

また、生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、「クリーンライフ100構想」に基づき、効率的な汚水処理の整備を進めていくとともに、下水道事業計画区域内の早期整備、早期接続を推進していく。

循環型社会の形成を推進するため、一般廃棄物の排出抑制については、分別収集を徹底し、生ごみ処理機等の普及を図るほか、家電リサイクル、容器包装リサイクル及び食品ロス削減の啓発を行い、また拠点回収を推進

するなど、ごみの減量化とリサイクルを推進していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
下水道処理人口普及率（久米）	41.0%	42.0%
農業集落排水処理施設の施設数（加茂・阿波）	6 施設	5 施設

（2）消防、防災、防犯等安全で安心できる地域づくり

①現況と問題点

本市においては、合併により従前の津山市消防団組織に旧町村の消防団が統合して構成されているが、過疎地域の消防団では高齢化の進行や職場における勤務形態の変化等により、団員確保が困難となっているなど課題は多い。

また、消防施設においては、老朽化が進む出張所施設について更新が必要であり、消防車両、防火水槽も整備及び更新していく必要がある。

災害等の発生時には、情報の収集や伝達が重要であり、国・県をはじめ関係機関との連絡体制の充実が必要であるほか、防災行政無線等の情報伝達機器の整備や維持管理も必要である。

犯罪を未然に防止するために、家庭や学校、職場、地域、警察、行政機関等が連携を図りながら住民の防犯意識を高め、地域を中心とした自主防犯体制の推進が必要である。また、交通事故の防止対策を地域ぐるみで取り組む必要がある。

②その対策

消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資する体制づくりのため、消防団への加入促進や消防団の整備充実及び強化に向けた取組を継続して実施していく。

合併後、新たな消防団体制、装備の統一を目的に機構改革を実施したところであるが、機能充実に向けた検討を継続するとともに、女性の入団の促進を図るものとする。また、消防力の強化のため、消防ポンプ車、可搬積載車、小型動力ポンプ、消防機庫、防火水槽等の消防施設を年次計画により更新や配備を行い、充実を図るものとする。

また、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織化と育成、あわせて消防団との連携体制を構築していく。

災害時の情報収集については、関係機関と連携し、情報収集力の向上を図るものとする。また、防災行政無線やSNS等の効率的な活用により、地域住民への情報伝達の充実を図るものとする。

防犯対策としては、警察や地域、関係機関や関係団体等と連携を図り、犯罪や事故等に関する情報の提供、地域ボランティア活動の支援等を図っていく。また、住民の防犯意識を高め、地域の自主防犯体制を確立するとともに、犯罪防止につながる防犯機器等の設置を進めていく。

さらには、交通安全教育指針に基づいた安全教育や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備及び犯罪防止に配慮した「安全で安心できる地域づくり」を推進していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
消防団員数	593人	593人

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
5 生活環 境の整備	(2) 下水道処理施設 公共下水道 農業集落排水施設	公共下水道久米処理分区事業	津山市	旧久米町
		特定環境保全公共下水道加茂 処理区事業	津山市	旧加茂町
		農業集落排水施設阿波・加茂 処理区事業	津山市	旧加茂町 旧阿波村
	(7) 過疎地域持続的発展特別 事業	消防団運営事業 消防団活動に対し経費を交付し、消防 団組織の機能強化を図る。	津山市	過疎地域

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

①現況と問題点

高齢化の問題と同様に地域における少子化が顕著になってきており、本市過疎地域における出生児数は非常に少なくなっている。兼業農家や共働き家庭の就業実態からみても、乳幼児の保育環境を整えることが急がれており、地域の実情に応じた保育施設や保育内容の充実が求められている。

また、放課後児童の安全・安心な遊びと生活の場を確保する放課後児童クラブや放課後子ども教室の取組のほか、子育て支援に資する施設の整備や将来にわたって、持続的に子育て環境を確保するための改修や改築、医療費の支援等、子育てしやすい環境づくりが求められている。

②その対策

少子化対策の一環として、「津山市子ども・子育て支援事業計画」に基づく幼児教育と保育、医療費の支援等も含めた子ども・子育て支援サービスの充実を図り、子どもを健やかに生み育てる環境づくりを推進していく。

また、乳幼児の保育環境を整えるため、必要な保育施設等の整備を実施するとともに、放課後児童の安全・安心な遊びと生活の場を確保するための施設等の改修や改築についても必要に応じて順次実施し、有効活用を図るものとする。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域における児童クラブ対応学区数	5	5

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

①現況と問題点

本市過疎地域においては、令和3年1月1日現在の住民基本台帳による65歳以上の高齢者は4,526人で、過疎地域の総人口に占める割合は42.0%となっている。すでに高齢化率が50%を超える集落も出現し、最も高齢化率が高い集落では70%に達している。

令和7年には、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人のすべてが75歳以

上となり、後期高齢者人口の増加に加え、介護や支援を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加等も見込まれている。

このような状況の下、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう高齢者に対する健康づくりの推進や病気の早期発見による疾病予防がますます重要になるとともに、日常生活圏域内で住まい・医療・介護・生活支援・介護予防をさまざまな主体が連携し、包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっている。

また、保健福祉施設の老朽化により修繕箇所が増加しており、設備等を含めた改修が必要となっている。

② その対策

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、サービス体制の整備や介護保険サービスの適切な運用を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して充実した生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進していく。

あわせて、高齢者をはじめとした地域住民すべてが元気に活躍しながら地域福祉活動に参加できるよう、地域共生社会の実現に向けた関係づくりを進めていく。

高齢者の健康づくりについては、あらゆる機会を通じて、健康教育や介護予防の啓発、充実を図るとともに高齢者の健康診断受診を促進していく。

保健福祉施設については、施設ごとの更新を見据え、必要に応じて、改修を検討していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
小地域ケア会議設置数 (箇所：過疎地域全体 11 支部)	9 支部	11 支部

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別 事業	子ども医療費給付事業 児童に対する医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。	津山市	過疎地域
		ひとり親家庭等医療費給付事 業 ひとり親家庭の親及び児童の医療費を 公費負担することにより、子育て家庭 の負担を軽減する。	津山市	過疎地域
		放課後子ども総合プラン推進 事業 放課後児童クラブや放課後子ども教室 の設立等を支援し、放課後の子どもの 居場所を確保する。	津山市	過疎地域
		一時預かり事業 保育園等で一時預かり保育を実施し、 乳幼児の保育・教育環境の充実を図り、 子育てしやすい環境を整備する。	津山市	旧加茂町 旧久米町
		民間教育・保育施設特別保育 事業 民間の特定教育・保育施設に対し、特 別保育の実施について支援し、保育の 充実を図る。	津山市	旧加茂町 旧久米町
		地域子育て支援センター事業 久米こども園における地域子育て支援 センターの実施について支援し、子育 て支援の充実を図る。	津山市	旧久米町
		民間保育園保育士等加配事業 民間保育園に対し、保育士等の加配を 支援し、保育の充実を図る。	津山市	旧加茂町 旧久米町

8 医療の確保

(1) 医療対策及び健康づくりの推進

①現況と問題点

心身ともに健康な生活を営むことは、皆の願うところである。医療技術の進歩、公衆衛生や生活の水準は向上したものの、死亡率において、悪性新生物（腫瘍）、心疾患、脳血管疾患等が上位を占める状況である。

また、糖尿病や高血圧症といった生活習慣と深い関わりのある疾病について、依然として受療率が高い状況があり、状況改善のため幅広い対策が必要となっている。

これに対し、本市過疎地域における医療施設は少なく、専門的な診療及び治療を必要とする場合は市中心部の医療機関にかかる例が多く、過疎地域内の医療機関における急患への対応や、高齢者の健康の保持増進を図ることが求められる。

また、高齢者には過疎地域内、市中心部いずれの医療機関についても通院のための公共交通機関の確保が必要であり、さらには、高齢化の進む中、医療機関の少ない過疎地域においても健康づくりが重要であり、各自が「自分の健康は自分でつくる」という基本に立って生活することが求められている。

②その対策

本市過疎地域内の各医療機関や医師会との連携を取りながら、休日昼間救急医療体制や夜間救急医療体制の充実により、地域医療の確保を図るものとする。救命救急については、国・県・医療機関と連携し、医療設備や体制の充実を図るものとする。

健康づくりは、過疎地域においても重要な課題であり、一人ひとりが健康づくりのためのライフスタイルへ移行できるように地域の愛育委員等と連携し、「第2次健康つやま21」の取組を進めていく。さらに、健康の保持及び増進に資するため、健康診断の受けやすい環境づくりを推進していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
令和2年度集団検診受診率		
胃がん検診	1.73%	2.0%
肺がん検診	3.81%	4.0%
大腸がん検診	2.77%	3.0%
子宮がん検診	2.72%	3.0%
乳がん検診（マンモグラフィ）	3.22%	4.0%

（2）事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(3)過疎地域持続的発展特別事 業	愛育委員活動支援事業 地域の愛育委員活動を支援し、健康 づくりの増進を図る。	津山市	過疎地域
		がん検診推進事業 過疎地域でがん等集団検診を実施 し、健康診査の機会を提供する。	津山市	過疎地域

9 教育の振興

(1) 学校教育環境の整備

①現況と問題点

本市過疎地域の学校教育環境は、少子化により児童生徒数の減少が見られ、特に、遠距離通学の児童、生徒の通学手段の確保が課題となっている。

また、教育施設面では、持続可能な学校運営のために学校施設の改修、プール、空調施設の整備、学校食育センターの施設及び設備の改修や更新が急務となっている。

さらに、過疎地域では相対的に教員数も少ないことから、児童生徒の健全育成のための体制を構築し、良好な教育環境の維持充実を図る必要がある。

また、小学校や中学校等の学校教育において、地域に関わる機会をつくること、地域の豊かさを子どもたちに教えていくこと等を通じて、都会に比べて一人ひとりの存在価値が何倍にも感じられる過疎地域ならではの“強み”を活かし、若い世代が「そこに住む価値」を実感できることが重要である。

②その対策

地域の特性を活かした心豊かな教育を推進するとともに、家庭、地域と連携し、教育環境の維持向上を図るものとする。

遠距離通学の児童生徒対策として、スクールバスや臨時通学バス、通学タクシーを引き続き運行するとともに、公共交通機関等利用者には通学費補助を行うものとする。

教育施設については、施設の改修、プール、空調施設の整備等を計画的に実施することや、学校食育センターの施設及び設備を改修、更新することにより、良好な教育環境の確保を図るものとする。

また、小中学校に支援員を配置し、特別な支援（障害児介助や日本語指導等）が必要な児童生徒への支援や問題行動等に十分な対応ができる体制を整備していく。また、学校図書館への図書整理員の配置や外国語活動講師派遣事業、就学援助事業の実施等により、教育水準の維持向上に努めていく。

さらに、給食支援員を配置することによって、児童生徒の健全な食生活を実現するとともに、過疎地域の教育環境を整えていく。

学校や学びのあり方に関しても、教職員だけによる学校運営から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフとの協力体制の構築を進めていく。教員とは異なる知見を持つ各種団体や民間事業者をはじめとしたさまざまな地域住民等と連携し、次世代を担う人材育成を進めていく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
学校運営協議会設置件数	0校	7校

（2）集会施設、社会教育施設、社会体育施設等の整備

①現況と問題点

生涯学習は個人の知識や技能を豊かにするだけでなく、人と人が集い交流することで、新たな人や地域のつながりを生み出すことができる。

本市過疎地域においては、人口減少の影響が危惧されることから、より一層生涯学習を通じて人や地域の交流を進め、世代を超えた地域のつながりを育むことが求められている。

そのために、身近なところで学習活動や体育活動に参加できるよう社会教育等環境を維持し続けるとともに、活動の拠点となる社会教育施設等について、将来にわたって持続的につながりが生み出しができるよう施設の改修、改築が必要となっている。

また、学びの意欲を満たすことや、スポーツに参加することにより、子どもから高齢者まで心と体の健康づくりを図ることができ、友人や世代間の交流による豊かな長寿社会の実現に貢献することができる。また、地域を挙げてのスポーツイベントには、「参加する」ことによる、健康の維持・増進や生活習慣の改善を図るだけではなく、「見る」「支える」ことによる精神的な爽快感や充足感、仲間や地域との一体感や活力を生み出すことができるなど、さまざまな効果が期待されている。

②その対策

学習機会の提供を維持し、社会教育施設等の有効活用を図るとともに、施設の改修、改築を進め、良好な社会教育環境の確保を努めていく。

また、社会体育施設については、将来にわたって持続的に安全・安心に利用できるように施設の改修に計画的に取り組み、体育関係団体との連携を図り、環境整備を進めていく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
過疎地域の公民館の利用者数	12,490人	40,000人
過疎地域の社会体育施設の利用者数	204,120人	235,300人

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の 振興	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	加茂町スポーツセンター施設等 老朽化対策事業（体育館改修）	津山市	旧加茂町
		加茂町武道館柔道場改修	津山市	旧加茂町
	(4) 過疎地域持続的発展特 別事業	遠距離通学支援事業 遠距離通学者に対しスクールバスや通学タクシーの運行、通学費補助を行い、教育環境の維持を図る。	津山市	過疎地域
		小中学校支援員配置事業 過疎地域の小中学校に支援員を配置し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	過疎地域
	学校図書整理員配置事業 過疎地域の小中学校に図書整理員を配置し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	過疎地域	過疎地域
		小中学校給食支援員配置事業 過疎地域の小中学校に給食支援員を配置し、教育環境の維持向上を図る。	津山市	過疎地域
	英語活動講師派遣事業 過疎地域の小中学校に英語講師を派遣し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	過疎地域	過疎地域
	小中学校準要保護児童生徒対策 事業 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者へ援助を行い、教育の円滑な実施を図る。	津山市	過疎地域	過疎地域

10 集落の整備

(1) 集落機能の維持

①現況と問題点

人口減少、少子高齢化が進む中で支え合いを通じた町内会活動等で住民による相互支援体制の維持が危惧される地域も出てきている。

そこで、地域運営に関わる人材を確保するとともに、当事者意識を持ち、地域課題に取り組む住民や地域内外にネットワークを持つ人材等の育成が必要である。加えて、少子高齢化が進む地域において、地域を支える人材不足が大きな課題となっている。

②その対策

近い将来困難になることが予測される地域の維持、活性化を図るために、連合町内会支部を基本単位として、日常生活に必要な機能やサービスを話し合い、持続可能な地域運営を仕組化する地域運営組織の立ち上げや運営を支援していく。

そのために、行政主導ではなく、住民が当事者意識を持って議論を深められるよう、地域活動の中心となる地域リーダーの養成や地域おこし協力隊制度等の外部人材を活用することにより、地域を担う人材を確保し、集落機能の維持や活性化を推進していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
地域運営組織の延べ設立数	14 地域	19 地域

(2) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり応援事業（再掲） 集落機能の維持が困難になることが想定される地域を対象に、地域の持続可能な地域づくり（地域運営組織）を支援し、地域の活性化を図る。	津山市	過疎地域

1 1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の保存・伝承及び振興

①現況と問題点

本市過疎地域には、多くの文化財が所在し、県内でも有数の誇りある史跡や天然記念物等があり、観光面でも重要な役割を果たしている上、特色のある民俗行事が催され、文化的にも地域性に富んでいる。

しかし、地域文化を物語る民俗行事等は、高齢化による後継者不足等のために文化振興や文化伝承が停滞しつつある。また、文化活動の参加者の多くが高齢者であり、今後は若い世代とも連携を取っていく必要がある。

②その対策

住民や関係機関と連携し、文化財の学術的な研究及び保護活動を促進し、そのための体制整備と組織の強化に努めていく。

文化活動については、誇りある民俗行事や伝統文化を保存及び継承することを通じて郷土愛を深めるとともに、各地域において文化協会等が中心に行っている文化活動を支援していく。また、若い世代からの参加を促進し、地域に根ざした持続可能な文化活動を推進していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
芸術文化イベントの参加者数	1,525人	1,700人

(2) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	芸術文化振興事業 過疎地域で映画や演劇等の鑑賞会、演奏会を開催し、芸術文化の鑑賞機会を提供する。	津山市	過疎地域

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入補助

①現況と問題点

本市過疎地域は、豊かな自然、広大な空間により、木質バイオマス発電や小水力発電等に関する高いポテンシャルを有しているが、それら多くが未利用の状態である。地球温暖化対策の取組は事業者のみならず、一般家庭においても再生可能エネルギーの導入を進めていくことが重要である。

そのため、再生可能エネルギーの導入を支援し、地域から環境負荷の少ないビジネススタイル・ライフスタイルへと転換していく必要がある。

②その対策

地球温暖化対策に関する啓発を広く実施するとともに、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を支援するため、エネルギー効率の高い機器やCO₂削減効果が図れる設備等の導入を促進していく。

評価指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
再生可能エネルギー等導入補助件数	955 件	1,730 件

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考 【効果】
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	IJU トータルサポート事業 住まいの支援を行うとともに（空き家購入・改修・流動奨励等）移住定住推進（移住受入体制整備等）への支援を行う	津山市	過疎地域への移住が促進され、人口減少の緩和が期待される。
		地域イベント支援事業 地域イベントの開催に補助を行い、地域間交流の促進を図る。		地域内外にネットワークを構築し、将来にわたり、集落維持を担う人材確保が期待される。
		地域づくり応援事業 集落機能の維持が困難になることが想定される地域を対象に、地域の持続可能な地域づくり（地域運営組織）を支援し、地域の活性化を図る。	津山市	地域の自主的な活動を支援することにより、特色のある地域づくりが図られる。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	産業経済団体支援事業 過疎地域の商工会、観光協会の支援を行い、地域経済の振興を図る。	津山市	商業振興及び観光振興を図ることで地域経済の活性化が図られる。
		有害鳥獣防止対策事業 有害鳥獣の防除に対し支援を行い、農地の荒廃を防ぐ。		農作物への被害から守り、持続可能な集落維持につなげる。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	消防団運営事業 消防団活動に対し経費を交付し、消防団組織の機能強化を図る。	津山市	円滑で持続可能な消防団運営が期待される。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	放課後子ども総合プラン推進事業 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の設立を支援し、放課後の子どもの居場所を確保する。	津山市	健康で安心して暮らすことのできる地域づくりが期待される。

		<p>一時預かり事業 保育園等で一時預かり保育を実施し、乳幼児の保育・教育環境の充実を図り、子育てしやすい環境を整備する。</p>	津山市	がん検診受診機会の提供により、安心して暮らせる環境づくりに資する。
		<p>民間教育・保育施設特別保育事業 民間の特定教育・保育施設に対し、特別保育の実施について支援し、保育の充実を図る。</p>	津山市	安心して子育てができる環境を整え、過疎の抑制を図る。
		<p>地域子育て支援センター事業 久米こども園における地域子育て支援センターの実施について支援し、子育て支援の充実を図る。</p>	津山市	子育て支援の充実により、若年層の流出抑制が期待される。
		<p>民間保育園保育士等加配事業 民間保育園に対し保育士等の加配を支援し、保育の充実を図る。</p>	津山市	安心して子育てができる環境を整え、少子化抑制が期待される。
		<p>子ども医療費給付事業 児童に対する医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。</p>	津山市	子育て世帯の負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりに資する。
		<p>ひとり親家庭等医療費給付事業 ひとり親家庭の親及び児童の医療費を公費負担することにより、子育て家庭の負担を軽減する。</p>	津山市	ひとり親世帯の負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりに資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>愛育委員活動支援事業 地域の愛育委員活動を支援し、健康づくりの増進を図る。</p>	津山市	健康で安心して暮らすことのできる地域づくりが期待される。
		<p>がん検診推進事業 過疎地域でがん等集団検診を実施し、健康診査の機会を提供する。</p>	津山市	がん検診受診機会の提供により、安心して暮らせる環境づくりに資する。

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	遠距離通学支援事業 遠距離通学者に対しスクールバスや通学タクシーの運行、通学費補助を行い、教育環境の維持を図る。	津山市	経済的負担を減らし、教育環境の維持を図る。
		小中学校支援員配置事業 過疎地域の小中学校に支援員を配置し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	学習意欲の向上により、教育水準の維持向上が期待される。
		学校図書整理員配置事業 過疎地域の小中学校に図書整理員を配置し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	学習意欲の向上と家庭における学習習慣の確立により学力向上が期待される。
		小中学校給食支援員配置事業 過疎地域の小中学校に給食支援員を配置し、教育環境の維持向上を図る。	津山市	安定した給食供給により、学習環境の維持向上を図る。
		英語活動講師派遣事業 過疎地域の小中学校に英語講師を派遣し、教育水準の維持向上を図る。	津山市	学習意欲の向上により、教育水準の維持向上が期待される。
		小中学校準要保護児童生徒対策事業 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者へ援助を行い、教育の円滑な実施を図る。	津山市	経済的負担を減らし、教育環境の維持を図る。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり応援事業（再掲） 集落機能の維持が困難になることが想定される地域を対象に、地域の持続可能な地域づくり（地域運営組織）を支援し、地域の活性化を図る。	津山市	地域の自主的な活動を支援することにより、特色のある地域づくりが図られる。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	芸術文化振興事業 過疎地域で映画や演劇等の鑑賞会、演奏会を開催し、芸術文化の鑑賞機会を提供する。	津山市	文化活動に参加する環境を整え、地域における芸術文化の振興を図る。